

平成26年 4 月 21 日

通学高等部保護者 様

京都府立城陽支援学校  
校 長 久 貝 佳 弘

## 警報発令時の扱いについて

陽春の候 保護者の皆様には御健勝のこととお喜び申し上げます。  
平素は、本校教育活動に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。  
さて、警報発令時の扱いにつきまして、下記のとおりといたしますので、御協力の程よろしくお願いいたします。

### 記

#### ○ 警報時の休校措置について

午前 7 時現在、山城中部・南部のいずれかの市町村に「特別警報」、「暴風警報」が発令された場合のみ休校とします。(例「暴風警報」「大雨暴風警報」等、「暴風」を含む警報が発令された場合のみ、休校)

※ テレビ、ラジオ等のニュースをもとに、保護者が確かめて判断してください。その際は、「自宅学習」をさせていただきます。

#### ○ 警報発令時の登下校の扱い

- 1 学校にいる間に「警報」が発令された場合  
道路、交通機関の安全が確認でき次第、帰宅させます。それまでは学校で学習活動を行います。
- 2 その他の「警報」・「注意報」が発令されている場合  
安全に十分注意をして、登校するように御指導ください。

<山城中部の市町村>

宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、  
宇治田原町

<山城南部の市町村>

木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村